

地域計画

策定年月日	令和7年3月26日
更新年月日	令和7年9月4日 (第1回)
目標年度	令和10年度
市町村名 (市町村コード)	三朝町 31364
地域名 (地域内農業集落名)	賀茂地区 (吉尾集落、鎌田集落、森集落、若宮集落、今泉集落、湯谷集落、牧集落、赤松集落、大柿集落、恩地集落、助谷集落)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	117.5 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	116.4 ha
② 田の面積	114.9 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	2.6 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考)区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における75才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

(全体) ・現在は、中心経営体と各個人によって農地が維持されている状態ではあるが、将来的には担い手が不足する。 ・集落外から担い手を確保する必要があるが、条件不利農地が多く、担い手確保も厳しい状況にある。 ・農業収入だけでは生計が成り立たず、たとえ後継者がいても継がせられない。 ・農機具を更新する費用が負担となっている。 ・農業者の高齢化と後継者不足により、法面や水路・農道等の管理が過重な負担となっている。 ・有害鳥獣(イノシシ、シカ)による農作物被害が深刻となっている。作物被害に加え、農地や法面を荒らされる被害が発生している。 【当地区で営農する認定農業者】 8人 【主な作物】水稲、地大豆、飼料作物
(鎌田) ・現在2名の大規模農家と、集落営農組織で農地の維持が図られているが、集落営農組織では条件不利地の大豆栽培しか対応出来ない。
(若宮) ・現在、水田を所有する集落内の農業者10世帯はおおむね75歳以下の農業従事者であり、当面は問題ないが、多くの世帯で、水田を引き継ぐ次世代の者がいないか、または次世代の者がいたとしても農業を引き継ぐ意思がなく、10～15年後にどれくらい残っているかは予測できない。
(今泉) ・現在は集落営組織が農地維持が困難な農家の農地を耕作することと、農地所有の兼業農家で農業生産活動がなされている。今後耕作者並びに集落営農組織の高齢化と後継者不足により、農地が維持できなくなる恐れがある。

(湯谷) ・現在は、数名の集落内の耕作者と集落外認定農業者・第三セクターによって耕作され、農地が維持されているが、年々集落内耕作も高齢となり、新たな担い手を必要としている。
(牧) ・現在は、中心経営体(個別農家を含む。)と集落外の経営体(第三セクター)によって農地を維持している状態にあるが、将来的には、75歳以上の農業者が耕作する農地が多数発生する。75歳以上であっても耕作意欲はあるものの、農地維持に向けては担い手の育成が課題である。
(大柿) ・耕作していた農家の高齢化と生産性の課題もあって次々とリタイヤする過程の中で、担い手農家が中心になって水田の維持管理をしているが、高齢となり集落内の担い手の確保が喫緊の課題となっている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

(全体) ・担い手に農地を任せる一方、畦畔管理、水路・農道の維持管理等は地域で行い、担い手と地域全体の協力により農地を維持していく。 ・地域は畦畔管理、水路・農道の維持管理、鳥獣被害対策については、農家以外にも協力を仰ぐ。 ・水稻、大豆、飼料作物を中心に作付けし、維持管理が困難な農地については、将来的に永年性作物や林地化を検討する。
(吉尾) ・集落での話し合いにより守るべき農地を明確にし、その農地については維持することとする。 ・園芸作物に取り組むなど、新規作物の産地化を目指す。
(鎌田) ・集落の話し合いで、守るべき農地を明確にし、効率的な運用を目指す。 ・水稻、大豆など輪作体系を確立し、収入の安定化を図る。 ・ドローンの導入などを推進し、スマート農業の活用を拡大する。
(森) ・集落営農組織など中心経営体の担い手不足を解消する。 ・イノシシ等の鳥獣対策には中山間直払や多面的機能支払を活用する。
(若宮) ・中山間直接支払交付金等を有効に活用するなどして、できる範囲で農作業を協力し合う。 ・当集落の水田は比較的交通の便のよい立地にあるので、仮に集落内の農業従事世帯が耕作できなくなったとしても、他の集落の者や組織により耕作が維持される可能性が高い。その時は、その者と協力して水田を維持していく。
(今泉) ・集落営農組織を中心に農地維持する為に、更に若い人の積極的参加を求め役員の若返りを行う。 ・出来るところから組合員の農地も組合に集積し労働力の軽減を図る。
(湯谷) ・高齢化等により、農地の貸付等の意向がある場合は、集落で話し合い農地を維持していく。 ・鳥獣被害対策は、農家以外も含め集落全体で捕獲・農地への侵入防止対策を図る。 ・農業の省力化に向けて、スマート農業の活用を検討する。
(牧) ・集落での話し合いにより、耕作者の実情を共有するなど農地維持に向けた課題を明確にして、営農組織の立ち上げや農機の共同利用を検討する。 ・法面や水路・農道の管理、鳥獣害対策については、農業者以外に協力を仰いで取り組む。
(赤松) ・高齢化等による農業持続が困難となる農地については、集落で話し合いをして維持する。 ・機械の共同化を利用し、出来れば集落営農組織を立ち上げ農地保全管理に取り組む。
(大柿) ・中心的担い手に集約される農地は、13筆2.1ヘクタールとなり作業効率の向上が見込まれる。 ・機械の共同利用について具体的に検討を進め、新しい担い手が集落の中心的役割を担うことができるよう協力する。
(恩地) ・貸付農地については、集落が行う管理と同程度の管理を行う。 ・有害鳥獣対策を行う。(メッシュ柵の補修や電気柵の設置)

(助谷) ・農地の貸付等の意向が確認された農地は12筆244aあり、集落での話し合いにより守るべき農地を明確にし、その農地については維持することとする。 ・有害鳥獣対策については、現在と同様に農家以外にも協力をいただきながら、捕獲体制の構築に取り組むこととする。 ・農作業の省力化に取り組む。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
認定農業者、集落営農組織、三朝町水田農業担い手協議会会員を中心に集積・集約しつつ、地域内の農業を担う者として期待される中小規模の経営体も視野に入れ集積を図る。 集落での話し合いにより、守るべき農地を明確化する。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	58	%	将来の目標とする集積率
			59 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
集落内の話し合いにより各担い手の農地の集約化を促進し、団地数の減少を図る。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
(吉尾) ・集落の農地利用については、中心経営体である認定農業者が担うが、集落外からの経営体(第3セクターや、近隣集落の認定農業者)を新たに受け入れる。
(鎌田) ・地区内大規模農家の負担が増すことが予想され、農地集約化を進め効率化を目指す。 ・営農組合でも水稻栽培に対応できる体制、機材を整備して行く。
(森) ・第三セクターや集落営農組織などの中心経営体へ集約化していく。
(若宮) ・集落営農組織や機械の共同利用は考えていない。農業従事者が少数であるため、集落で組織運営を維持することは困難であるし、共同利用の機械の管理をすることも困難である。
(今泉) ・農地維持が困難になった農地は集落営農組織を中心に担うが、必要に応じ集落外の経営体も受け入れる。 ・集落営農活動の継続に必須な機械設備の更新及び新規導入もおこなっていく必要がある。
(湯谷) ・集落の農地利用については、集落内の耕作者と集落外認定農業者・第三セクターが担うが、今後認定農業者・第三セクターへの集約を進め、耕作放棄地を出さないように努める。 ・集落営農組織の立ち上げや、機械の共同利用を検討する。
(牧) ・集落の農地利用については、中心経営体である認定農業者・集落営農それぞれ1経営体が担うが、引き続き、集落外の経営体による受託が必要である。 ・集落全体での営農組織の立ち上げや農機の共同利用を検討する。
(赤松) ・集落外からの認定農業者や他の経営体を受け入る。 ・機械の共同化を検討する。
(大柿) ・担い手の確保について、近く定年退職が見込まれ就農に意欲のある者を中心に面的集積を進め、作業効率の向上や農業用機械の共同利用を図る。
(恩地) ・現在、集落内の約75%の農地を集落外の2経営体が利用しており、今後も増える傾向である。
(助谷) ・集落の農地は集落営農組織が中心的に担うが、集落外からの経営体も受け入れる。
(2)農地中間管理機構の活用方法
農地中間管理機構を活用して、認定農業者を中心に担い手への農地集積を進める。

(3) 基盤整備事業への取組									
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組									
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組									
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)									
☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等					
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他					
【選択した上記の取組内容】									
(全体)									
①鳥獣被害防止対策については、防護柵の設置を共同で行い、効果的な柵の設置を行うとともに、設置後は点検、補修、管理を徹底する。また、ハンターとも連携し捕獲体制の構築に取り組む。									
(古尾)									
⑩園芸作物に取り組むなど、新規作物の産地化を目指す。(再掲)									
(鎌田)									
③ドローンの導入などを推進し、スマート農業の活用を拡大する。(再掲)									
(森)									
①イノシシ等の鳥獣対策には中山間直払や多面的機能支払を活用する。(再掲)									
(湯谷)									
①鳥獣被害対策は、農家以外も含め集落全体で捕獲・農地への侵入防止対策を図る。(再掲)									
③農業の省力化に向けて、スマート農業の活用を検討する。(再掲)									
(牧)									
①法面や水路・農道の管理、鳥獣害対策については、農業者以外に協力を仰いで取り組む。(再掲)									
(恩地)									
①有害鳥獣対策を行う。(メッシュ柵の補修や電気柵の設置)(再掲)									
(助谷)									
①有害鳥獣対策については、現在と同様に農家以外にも協力をいただきながら、捕獲体制の構築に取り組むこととする。(再掲)									

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10(4)年後 (目標年度:令和 10 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
認農		肉用牛・飼料作物	2.6 ha	ha	肉用牛・飼料作物	2.6 ha	ha	A	
到達		野菜・作業受託(米乾燥)	0.5 ha	ha	野菜・作業受託(米乾燥)	0.5 ha	ha	B	
到達		花き	0.2 ha	ha	花き	0.2 ha	ha	C	
認農		水稻・大豆	5.8 ha	ha	水稻・大豆	5.8 ha	ha	D	
到達		水稻	5.9 ha	ha	水稻	5.9 ha	ha	E	
利用者		大豆	0.8 ha	ha	大豆	0.8 ha	ha	F	
認農		水稻・大豆	19.1 ha	ha	水稻・大豆	19.1 ha	ha	G	
利用者		飼料作物	4 ha	ha	飼料作物	4 ha	ha	H	
認農		水稻・飼料作物	2.2 ha	ha	水稻・飼料作物	2.2 ha	ha	I	
集		水稻	0.8 ha	ha	水稻	0.8 ha	ha	J	
利用者		水稻	1 ha	ha	水稻	1 ha	ha	K	
認農		水稻	3.2 ha	ha	水稻	3.2 ha	ha	L	
認農		水稻・大豆	9.9 ha	ha	水稻・大豆	9.9 ha	ha	M	
利用者		水稻	1.7 ha	ha	水稻	1.7 ha	ha	N	
認農		水稻・大豆	4.4 ha	ha	水稻・大豆	4.4 ha	ha	O	
利用者		水稻・大豆	0.8 ha	ha	水稻・大豆	0.8 ha	ha	P	
利用者		水稻	0.4 ha	ha	水稻	0.4 ha	ha	Q	
利用者		水稻	0.6 ha	ha	水稻	0.6 ha	ha	R	
利用者		水稻	2.9 ha	ha	水稻	2.9 ha	ha	S	
利用者		水稻	0.8 ha	ha	水稻	0.8 ha	ha	T	
			ha	ha		ha	ha		
計	20経営体		67.6 ha	0 ha		67.6 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。